

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

厚生年金保険関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800174号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900028号

第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月1日から平成28年6月1日まで

A社と取り決めた標準報酬月額と国に記録されている標準報酬月額が相違している。同社から受け取った「御支払書」により、同社と取り決めた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間については、日本年金機構が請求者より訂正請求を受けた日(平成30年7月2日)において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であるところ、当該期間については、訂正請求受付後に、A社から、請求者の標準報酬月額に係る報酬訂正として、日本年金機構に対し、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに平成25年分から平成28年分までの賃金台帳の提出があり、これに基づき日本年金機構は、請求期間のうち平成25年6月から同年11月までの期間(標準報酬月額32万円)を除き、同年12月から平成26年6月までの期間に係る標準報酬月額を32万円から38万円に、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を36万円から38万円に、同年9月から平成28年2月までの期間に係る標準報酬月額を36万円から47万円に、同年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額を41万円から47万円に、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として訂正している。

また、請求期間を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正するためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)により判断することとなり、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなるが、本件の場合、当該認定額が、当初のオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録訂正することとなる。

- 2 請求者の請求期間におけるA社からの給与支給及び給与からの厚生年金保険料控除について、同社の事業主は、上述の賃金台帳のとおりである旨陳述しているところ、請求期間の各月において、賃金台帳に記載されている給与支給総額から厚生年金保険料等の控除金額計を差し引いた金額が、同社の給与振込出金口座（以下「出金口座」という。）から毎月10日（同日が休日に当たるときは、その直前の金融機関営業日）に請求者に振り込まれていることが確認できる上、この振込記録は、金融機関から提出された請求者の給与振込入金口座（以下「入金口座」という。）における当該日の入金記録と符合している。

なお、請求者の入金口座には、A社の出金口座にある振込記録に符合する入金記録以外の同社名義の入金記録が確認できるが、これらの入金金額が、同社から労働の対価である報酬として振り込まれたことを確認できる資料等はない。

また、請求者の請求期間当時の居住地を管轄する税務署から提出された請求者に係る平成26年分から平成28年分までの「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」（以下「確定申告書」という。）及び各年分の確定申告書に添付された「給与所得の源泉徴収票」（A社から請求者が交付を受けたもの。以下「源泉徴収票」という。）は、上記賃金台帳を基に作成されていることが確認できるところ、請求者は、当該源泉徴収票を基に自ら確定申告していることが確認できる。

一方、請求者は、A社の営業担当者が作成したとする請求期間の各月における「御支払書」を提出し、これに記載されている作業代等の合計額が同社における給与の総支給額であり、厚生年金保険料としてマイナス表示された金額（当該営業担当者と取り決めた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料）が給与からの厚生年金保険料控除額である旨主張しているが、これらの金額は、それぞれ賃金台帳における各月の給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額と相違している。

以上のことから、請求者から提出された「御支払書」については、請求期間の報酬月額を確認できる報酬資料として認められず、請求者は、請求期間において、A社から賃金台帳のとおり給与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

しかしながら、上記賃金台帳により確認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記1の当初のオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

このほか、訂正請求期間において、請求者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、請求者が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800435号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年5月1日から平成10年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社には、平成9年5月1日から勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成21年1月の勤務表には、請求者の入社年月日は、平成9年5月26日と記載されており、請求者は、同社に同日から勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険の加入記録があり、所在を確認できた同僚7人に照会し5人から回答があったところ、当該5人全員が、本人の記憶する同社への入社日より後に、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得しており、そのうち、2名から厚生年金保険料の控除に関して事情を聴取できたが、いずれも、厚生年金保険加入前は、給料から保険料は控除されていなかったと思う旨陳述していることから、同社では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を給料から控除する取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、請求者は、請求期間に係る給料明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800438 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から昭和 60 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額と比べて低く記録されている。減給事由もなく、給料が下がった記憶もないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は平成 3 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、平成 2 年 6 月以降の事業主であった請求者は、同社を平成 3 年に清算し、平成 12 年に会社資料を焼却処分したため、請求期間に係る資料を保管していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）において、標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

さらに、A 社に係る原票及びオンライン記録において、請求期間に厚生年金保険の加入記録がある 9 名のうち、当時の事業主及び請求者を含む取締役 2 名の計 3 名について、昭和 56 年 5 月又は同年 6 月の随時改定により標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、請求者を除く 2 名並びに社会保険事務所（当時）に対する届出に関する書類の作成及び提出手続を行っていた者として請求者が名前を挙げている者は、いずれも亡くなっていることから、上記減額の事情について確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。